

特別養護老人ホーム 松風園（長期） 利用料金表

1 割負担の場合

1. 契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護 1 5,730円	要介護 2 6,410円	要介護 3 7,120円	要介護 4 7,800円	要介護 5 8,470円
2. うち、介護保険から給付される金額	5,157円	5,769円	6,408円	7,020円	7,623円
3. サービス利用に係る自己負担額 (1-2)	573円	641円	712円	780円	847円
4. 介護職員処遇改善加算	53円	59円	64円	70円	76円
5. 介護職員等ベースアップ等支援加算	10円	11円	12円	14円	15円
6. 日常生活継続支援加算 夜間職員配置加算 Iイ 看護体制加算 Iイ	36円 22円 6円				
7. 居室に係る自己負担額	855円				
8. 食事に係る自己負担額	1,445円				
9. 自己負担額合計 (3+4+5+6+7+8)	3,000円	3,075円	3,153円	3,228円	3,301円

2 割負担の場合

1. 契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護 1 5,730円	要介護 2 6,410円	要介護 3 7,120円	要介護 4 7,800円	要介護 5 8,470円
2. うち、介護保険から給付される金額	4,584円	5,128円	5,696円	6,240円	6,776円
3. サービス利用に係る自己負担額 (1-2)	1146円	1282円	1424円	1560円	1694円
4. 介護職員処遇改善加算	106円	117円	129円	140円	151円
5. 介護職員等ベースアップ等支援加算	20円	23円	25円	27円	29円
6. 日常生活継続支援加算 夜間職員配置加算 Iイ 看護体制加算 Iイ	72円 44円 12円				
7. 居室に係る自己負担額	855円				
8. 食事に係る自己負担額	1,445円				
9. 自己負担額合計 (3+4+5+6+7+8)	3,700円	3,850円	4,006円	4,155円	4,273円

3 割負担の場合

1. 契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護 1 5,730円	要介護 2 6,410円	要介護 3 7,120円	要介護 4 7,800円	要介護 5 8,470円
2. うち、介護保険から給付される金額	4,011円	4,487円	4,984円	5,460円	5,929円
3. サービス利用に係る自己負担額 (1-2)	1719円	1923円	2136円	2340円	2541円
4. 介護職員処遇改善加算	159円	176円	193円	210円	227円
5. 介護職員等ベースアップ等支援加算	31円	33円	36円	39円	44円
6. 日常生活継続支援加算 夜間職員配置加算 Iイ 看護体制加算 Iイ	108円 66円 18円				
7. 居室に係る自己負担額	855円				
8. 食事に係る自己負担額	1,445円				
9. 自己負担額合計 (3+4+5+6+7+8)	4,400円	4,623円	4,857円	5,082円	5,304円

☆上記以外に加算がかかる場合があります。

☆ 契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）償還払いとなる場合、契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、契約者の負担額を変更します。

☆ 居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

保険者から介護保険負担割合証が発行されますので、サービス利用時にご提示願います。

◇当施設の居住費・食費の負担額

世帯全員が市町村民税非課税の方(市町村民税世帯非課税者)や生活保護を受けておられる方は、施設利用の居住費(滞在費)・食費の負担が軽減されます。

[単位：円] (日額概数)

対象者		区分	居住費(居住の種類により異なります)				食事
			多床室 (相部屋)	従来型個室	ユニット型 準個室	ユニット型 個室	
生活保護受給者 老齢福祉年金受給者		利用者負担 段階 1	0				300
市町村民税 非課税世帯 (世帯分離 している配 偶者も非課 税であるこ と	○合計所得金額と年金収入 額の合計が80万円以下 ○預貯金が単身650万円以 下。夫婦で1650万円以下	利用者負担 第2段階	370				390
	○合計所得金額と年金収入 額の合計が80万円超120万 円以下 ○預貯金が単身550万円以 下。夫婦で1550万円以下	利用者負担 第3段階 ①	370				650
	○合計所得金額と年金収入 額の合計が120万円超 ○預貯金が単身500万円以 下。夫婦で1500万円以下	利用者負担 第3段階 ②	370				1,360
上記区分(第1段階、第2段階、第3段階①②)のいずれにも該当しない場合		利用者負担 段階 4	855				1,445

(2) 介護保険基準外サービス（契約書第4条、第6条参照）

以下のサービスは、利用料金の金額が契約者の負担となります。

・ 預かり金管理料

契約者の希望により、各種証書、通帳、印鑑等の保管、及び入出金取り扱いのサービスをご利用いただけます。

利用料金：

* 利用料金： 1か月当たり 1,000円 （金融機関手続き10回まで）

ただし、10回の入出金取り扱い超過分（金融機関手続き）については1回毎に500円が加算されます。

・ 特別な食事（酒類を含みます）

契約者のご希望に基づいて食事を提供します。

* 利用料金： 要した費用の実費

・ その他の料金

項目	内 容	利 用 料
私物電気代	・ 持ち込みのテレビ等	1日 10円
	・ 電気毛布使用时	1日 16円
理 髪	・ 毎月1回町内理容師さんの出張による理髪サービスをご利用いただけます。	利用者のみ実費
複写物の交付	・ 契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をいただきます。	1枚 10円

特別養護老人ホーム 松風園（短期入所） 利用料金表

種 類	内 容	利用料(1割負担の場合)
療養食加算	・ 医師の食事箋に基づく療養食を提供した場合	1食 8円 (3回/日限度)
介護職員処遇改善加算(I)	・ 介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届けた場合	介護報酬総単位数×8.3%
介護職員等特定処遇改善加算	・ 特定処遇改善加算は、技能・経験のある介護職員の処遇改善を目的に、介護報酬をさらに加算する。	介護報酬総単位数×2.7%
介護職員等ベースアップ等支援加算	・ 処遇改善加算(I)～(III)のいずれかを取得していること及び賃上げ効果の継続に資するよう、介護職員等のベースアップ等に使用している場合。	介護報酬総単位数×1.6%
看護体制加算(I)	・ 常勤の看護師を1名以上配置している場合。 ・ 併設事業所の場合は、本体施設の配置と別に短期入所生活介護事業所として1名以上の常勤看護師を配置している場合。 ・ 空床利用の場合は、本体施設に常勤の看護師を1名配置している場合。	1日 4円
緊急短期入所受入加算	・ 居宅介護サービス計画において、計画的に行うことになっていない利用者を緊急に受け入れた場合	1日 90円 <small>(7日間限度・やむを得ない事情がある場合14日限度)</small>
認知症専門ケア加算(I)	・ 介護を必要とする認知症の占める割合が、1/2以上。認知症介護に係る専門的な研修修了者を配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施している場合。	1日 425円
夜勤職員配置加算(I)イ	① 夜勤時間帯の夜勤職員数が最低基準+1名分の人員を多く配置している場合。もしくは、 ② 夜勤時間帯の夜勤職員数が最低基準+0.6名分の人員を多く配置した場合。 ・ 入所者の動向を検知できる見守り機器を入所者数の10%以上配置している場合 ・ 見守り機器の安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討等が行われている場合。	1日 22円
通院等乗降介助	・ 通院等の目的があつて、居宅が始点または終点となる場合、その間の施設から病院等への移送といった目的地間の移送に係る乗降介助を行った場合。	片道 99円
在宅中重度者受入加算(二)	・ 利用者が利用していた訪問看護を行う訪問看護事業所に健康上の管理を行わせた場合	1回 425円

[サービス利用料金概算(1日あたり)] (契約書第5条参照)

下記の料金表によって、契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)と食事に係る標準自己負担額の合計金額をお支払い下さい。(サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。)

1割負担の場合

1. 契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
	5,960円	6,650円	7,370円	8,060円	8,740円
2. うち、介護保険から給付される金額	5,364円	5,985円	6,633円	7,254円	7,866円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	596円	665円	737円	806円	874円
4. サービス提供体制強化加算(I)	22円				
5. 居室に係る自己負担額	855円				

6. 食事に係る自己負担額	1,445円 (朝食 415円、 昼食525円、 夕食505円)				
7. 自己負担額合計 (3+4+5+6)	2,918円	2,987円	3,059円	3,128円	3,196円

2割負担の場合

1. 契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護 1 5,960円	要介護 2 6,650円	要介護 3 7,370円	要介護 4 8,060円	要介護 5 8,740円
2. うち、介護保険から給付される金額	4,768円	5,320円	5,896円	6,448円	6,992円
3. サービス利用に係る自己負担額 (1-2)	1192円	1330円	1474円	1612円	1748円
4. サービス提供体制強化加算(I)	44円				
5. 居室に係る自己負担額	855円				
6. 食事に係る自己負担額	1,445円 (朝食 415円、 昼食525円、 夕食505円)				
7. 自己負担額合計 (3+4+5+6)	3,536円	3,674円	3,818円	3,956円	4,092円

3割負担の場合

1. 契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護 1 5,960円	要介護 2 6,650円	要介護 3 7,370円	要介護 4 8,060円	要介護 5 8,740円
2. うち、介護保険から給付される金額	4,172円	4,655円	5,159円	5,642円	6,118円
3. サービス利用に係る自己負担額 (1-2)	1788円	1995円	2211円	2418円	2622円
4. サービス提供体制強化加算(I)	66円				
5. 居室に係る自己負担額	855円				
6. 食事に係る自己負担額	1,445円 (朝食 415円、 昼食525円、 夕食505円)				
7. 自己負担額合計 (3+4+5+6)	4,154円	4,361円	4,577円	4,784円	4,988円

☆ 上記の金額に処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算を加えたものがサービス利用料金になります。

☆ 更にサービス提供内容により各種加算料金（送迎加算等）が利用料金に発生いたします。

☆ 契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）償還払いとなる場合、契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、契約者の負担額を変更します。

☆ 居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

☆ 保険者から介護保険負担割合証が発行されますので、サービス利用時にご提示願います。

◇ショートステイの居住費・食費の負担額

世帯全員が市町村民税非課税の方(市町村民税世帯非課税者)や生活保護を受けておられる方は、ショートステイの居住費(滞在費)・食費の負担が軽減されます。

[単位：円] (日額概数)

対象者	区分	居住費(居住の種類により異なります)				食事
		多床室 (相部屋)	従来型個室	ユニット型 準個室	ユニット型 個室	
生活保護受給者 老齢福祉年金受給者	利用者負担 段階 1	0				300
市町村民 税非課税 世帯 (世帯分離 している 配偶者も 非課税で あること	○合計所得金額と年金収入額の合計が80万円以下 ○預貯金が単身650万円以下。夫婦で1650万円以下	利用者負担 第2段階	370			600
	○合計所得金額と年金収入額の合計が80万円超120万円以下 ○預貯金が単身550万円以下。夫婦で1550万円以下	利用者負担 第3段階 ①	370			1,000
	○合計所得金額と年金収入額の合計が120万円超 ○預貯金が単身500万円以下。夫婦で1500万円以下	利用者負担 第3段階 ②	370			1,300
上記区分(第1段階、第2段階、第3段階①②)のいずれにも該当しない場合	利用者負担 段階 4	855				1,445

(2) 当施設が提供する介護保険基準外サービス

項目	内 容	利 用 料
私物電気代	・ 持ち込みのテレビ等	1日 10円
	・ 電気毛布 8時間使用時	1日 16円
教養娯楽サービス	・ 当施設では、次のレクリエーション・趣味活動に参加していただくことができます。 趣味活動(生花・茶道・書道・音楽等)	
理 髪	・ 毎月1回町内理容師さんの出張による理髪サービスをご利用いただけます。	利用者のみ実費
複写物の交付	・ 契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をいただきます。	1枚 10円

(3) 利用料金のお支払い方法 (契約書第17条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用は1か月ごとに計算し、ご請求します。お支払いは、本人指定の預金口座からの引き落とし、または事業所の指定する方法で翌々月4日(金融機関休業の場合は翌日営業日)までにお支払い下さい。

8 キャンセル料

キャンセル日	キャンセル料	備 考
利用期間中	5,000円	ただし、キャンセルの理由が入院及び死亡の場合は徴収いたしません。
利用開始当日	5,000円	

9 事故発生又は再発防止の取り組み

当施設の事故防止の取り組み	事故発生防止のための指針を整備します。 事故が発生した場合等の報告と、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制の整備をします。 事故発生防止のための委員会と従業者へ定期的な研修を実施します 担当者：佐藤学
---------------	---